

日火連短信

令和6年7月11日第220号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

6月14日（金）銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が、公布されました。施行日は、公布日の1カ月後の部分と公布日から9カ月以内の部分があり、前者の施行日は7月14日（日）となります。

会員各位への周知をお願い致します。

記

【7月14日施行】 銃刀法の一部を改正する法律 第1条

銃砲等の発射及び所持に関する罰則の強化

◇ 拳銃等以外の銃砲等の発射に関する罰則の整備（発射罪の対象拡大）

第3条の13：「発射の禁止」の対象が「拳銃等」から「銃砲等」となり、
罰則として「無期又は3年以上の懲役」が適用される。

◇ 拳銃等以外の銃砲等の所持に関する罰則の強化

第31条の3：人の生命、身体又は財産を害する目的で拳銃等以外の銃砲を所持した罪の罰則が「1年以上10年以下の懲役」となる。

◇ 銃砲等の所持のあおり又は唆し（そそのかし）に関する罰則の整備
（インターネット等での悪質情報の対策）

第32条第7号：不法に拳銃等を所持すること、人の生命、身体、財産を害する目的で不法に銃砲等を所持することを公然とあおり、又は唆すことに対する罰則を「1年以下の懲役又は30万円以下の罰金」とする。

【公布の日から9カ月以内に施行】 銃刀法の一部を改正する法律 第2条

◇ 電磁石銃の所持の禁止に関する規程の整備

第2条：「銃砲」の定義に関し、装薬銃砲、空気銃に「電磁石銃」を加える。
※ この法律施行時点での電磁石銃所持者等に対しては、経過措置がある。

◇ ライフル銃の範囲の拡大

第3条の13：上記第1条で新設された第4号のただし書き、ライフル銃の銃腔における腔旋の長さが「半分を超える」から「5分の1以上」となり、該当する猟銃にはライフル銃の所持許可の特例が適用さ

れる。従来のハーフライフル銃は、ライフル銃となる。

※ この法律施行時点でのハーフライフル銃所持者（用途に標的射撃が含まれていない場合）に対しては、経過措置がある。

◇ 所持許可に関わる用途に供していない猟銃等に対する規制の強化
（眠り銃の許可取消要件の厳格化）

第11条第5項：猟銃、空気銃、クロスボウが許可用途に使用されていない場合の許可取消しまでの期間が3年から2年となる。

※ この法律施行時点で猟銃、空気銃、クロスボウの所持許可を受けている者には、許可の取消等に関する経過措置がある。

《お知らせ一覧》

1. 下記の添付文書があります。

今回の改正の概要については別添1、2、条文の詳細を確認する場合は別添3、4を参照してください。

◇ 別添1：銃刀法一部改正概要（1ページ）

◇ 別添2：銃刀法一部改正要綱（4ページ）

◇ 別添3：銃刀法一部改正本文（21ページ）

◇ 別添4：銃刀法一部改正新旧対象条文（22ページ）

◇ 別添5：銃刀法一部改正参照条文（19ページ）

◇ 別添6：電磁石銃等の引取りについて（5ページ：依頼書及び委任状様式含む）

2. 現時点で電磁石銃を所持していて廃棄を希望する場合は、各都道府県警が無料で引き取ります。

顧客から問合せ等ございましたら、別添6の内容を案内してください。

3. 従来のハーフライフル銃に関連する事項の扱いについては、政令、省令の見直し等を含めて、現在警察庁で検討中です。

施行時までには明確になる予定ですので、詳細が確定した時点であらためてお知らせします。

以上